

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

今月の視点

社用車（個人事業を含む）は 購入とリースどちらがお得？

社用車は購入とリースどちらがお得か？

社用車の調達に際しては、主に、“自社で購入”して管理・運用する方法と、毎月リース料をリース会社に支払い運用する“カーリース”の方法の2つの選択肢があります。

最近はやりの“必要な時だけシェアレンタル”を使うという選択肢もありますが、本稿では、恒常的に社用車が必要な会社にとって、どちらがより良い選択肢かについて、それぞれのメリット・デメリットを比較してその違いを見ていきます。

購入とリースでのメリット・デメリット

(1) 購入のメリット

支払総額がリースよりも少なく済みます。自社で減価償却を行うので、購入年度の節税効果が大きいことの期待もあります。売却や廃棄処分についても自社の自由に設定できます。

(2) カーリースのメリット

車の所有権はリース会社なので、税金や自賠責保険など法律上支払わなければならないコストはリース会社が支払うため、それに関する事務処理が不要となります。車検や整備など管理もリース会社が行うためその面倒がありません。毎月のリース料の支払いとなるため、購入時の一時の資金負担は不要で、毎月定額の費用計上となり、予算も立てやすくなります。会計処理がシンプルです。

(3) 購入のデメリット

税金や保険など自社での事務処理が必要となります。購入時に車両本体価格プラス諸費用の一時的な資金調達が必要となります。車検や整備など管理の手間とコストが発生します。

(4) カーリースのデメリット

車が不要になっても中途解約できません。中途解約する場合は、違約金を支払うこととなります。リース会社が資金調達し、事務管理をするので、その分がリース会社の儲けとしてリース料に上乗せされるため、支払総額が購入よりも大きくなります。

“自宅は購入か賃貸か？”と同じ悩み？

購入とリースのメリット・デメリットはそれぞれ裏返しです。自社の事務管理を省いてその分の負担金を多く支払うのか、自社で資金を調達して税金メリットを取るのかなど、それぞれ個別に自社の社内管理体制や資金調達環境などによって、どれがより良い選択肢となるのかは変わってきます。

貴社にとってどちらが良いかは貴社の状況次第ということになります。



会計や税務メリットについては会計事務所
に相談すれば確実
です。

ミニマムタックス申告元年 に起きていること

来年から増税です

「令和 8 年中に会社を売らないと、来年から税金が大幅に増えます!」。これは、ある会社の経営者のもとに、M&A 仲介業者から届いたチラシの見出しです。言おうとしているのは、ミニマムタックスの税制改正で税負担が増えるということです。

“1 億円の壁” 対策の「ミニマムタックス」

2026 年 3 月の確定申告（令和 7 年分）から、ミニマムタックスの申告が始まりました。ミニマムタックス（特定の基準所得金額の課税の特例）は、2023 年度税制改正で創設された制度で、所得が 1 億円を超えると、税負担率が下がり、100 億円クラスでは、15%当たりの税負担率になっている、という「1 億円の壁」問題の対処策として生まれたものです。元々は、二元的所得税の制度導入が生み出した弊害なのですが、二元的所得税は廃止できないようです。

申告元年のミニマムタックスの内容

富裕層税負担軽減制度を補正せんとするミニマムタックスの申告元年である今年の制度内容(令和 7 年分)は、次の通りです。

15%分離課税だけの所得（株式譲渡・配当・不動産譲渡等）として、3.3 億控除、22.5%税率での追加税仮計算をしています。

所得	3.3億控除後	15%分離	22.5%追加税
5 億円	1.7 億円	0.75 億円	0 億円
10 億円	6.7 億円	1.5 億円	0.0075 億円
20 億円	16.7 億円	3.0 億円	0.757 億円
30 億円	26.7 億円	4.5 億円	1.507 億円
40 億円	36.7 億円	6.0 億円	2.257 億円
50 億円	46.7 億円	7.5 億円	3.007 億円

税制改正でどれくらい増額?

今年の税制改正で、1.6 億控除、30%税率での追加税に変わっています。変更内容で、同じデータを作成すると、次の通りです。

所得	1.6 億控除後	15%分離税	30%追加税
5 億円	3.35 億円	0.75 億円	0.255 億円
10 億円	8.35 億円	1.5 億円	1.005 億円
20 億円	18.35 億円	3.0 億円	2.505 億円
30 億円	28.35 億円	4.5 億円	4.005 億円
40 億円	38.35 億円	6.0 億円	5.505 億円
50 億円	48.35 億円	7.5 億円	7.005 億円

煽りのチラシはこれから増える

総税額の比だと何割かの増しですが、追加税だけで見ると、何倍にもなっています。

冒頭のような煽りのチラシは、その年だけの富裕層向けで、M&A 仲介業者だけでなく、不動産仲介業者も使えるし、一般口座株式の特定口座への移管などの提案にも使えそうで、年末に向けて増えそうです。



普段は申告不要に馴染んでいて、突然、1 年限りの富裕層所得になると、ミニマムタックスをウっかり失念しそう。



今月の法律情報 ① 弁護士 湯原 伸一

取締役の解任手続きと正当理由の有無～会社が負う責任とは？（3回目）

【質問】

問題のある取締役を解任したいのですが、株主総会で決議すれば足りるのでしょうか。手続きに不備があると無効になるのではないかと、また、正当な理由がないとして損害賠償を請求されないか不安です。

【回答】

前回、取締役会設置会社における取締役を解任するための手続きとして、①取締役会の招集、②取締役会決議を取り上げました。今回はそれ以降の続きの手続きについて解説します。

【解説】

【手続き③】株主総会の招集

取締役会にて、（臨時）株主総会の開催が可決された場合、株主総会の招集手続きを実施する必要があります。なお、招集手続きルールについて定款に何らかの規定を設けている場合も多いため、まずは定款を確認する必要があります。定款に特に規定がない場合は、次のような会社法が定めるルールに則って招集手続きを実施することになります。

■各取締役が招集する（会社法第299条第1項）

■招集通知を発送する（会社法第299条第2項以下）

（※招集通知記載事項は法定化されています。取締役会の招集とは異なり、要件が厳格であることに注意を要します）

（※発送方法は原則書面とされています。やはり取締役会の招集とは異なることに注意を要します）

（※解任対象となる取締役が株主である場合、招集通知を発送する必要があることは、取締役会の招集の場面と同様です）

■株主総会開催の1週間前までに招集通知を発送する（会社法第299条第1項）

（※この「1週間」のカウントですが、発送日と開催日を除く期間が1週間という意味です。例えば、7月15日に株主総会を開催する場合、7月7日までに招集通知を発送する必要があります）

【手続き④】株主総会での決議

いよいよ取締役の解任決議を行うことになります。

なお、決議に際しては、定足数や決議要件等について、定款で何らかの規定（法律より要件が加重されていないか等）が設けられていないかを確認する必要があります。

定款に特に規定がない場合は、次のような会社法が定めるルールに則って株主総会決議を実施することになります（累積投票制度により選任された取締役を解任する場合は、次に記載するルールの一部が変更されること、ご注意ください）。

■議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席しているか確認（定足数、会社法第309条第1項）

（※取締役会は人数でカウントしますが、株主総会は議決権数でカウントすることに注意を要します）

（※解任対象となる取締役が株主である場合、当然に出席することが可能です。取締役会決議での特別利害関係問題は生じないことに注意を要します）

■出席方法の確認

（※委任状や代理による出席が認められます。取締役会決議とは異なることに注意を要します）

■議事進行方法の確認

(※議長の選任、動議があった場合の対処法、想定問答の準備などを含めたシナリオを策定することをお勧めします)

(※解任対象となる取締役が株主である場合、質問権を行使することが可能です。会社はこの質問に答える義務があります)

■出席株主の過半数となるのか確認(会社法第309条第1項)

(※定足数と同じく、出席株主が保有する議決権でカウントすることに注意を要します)

(※解任対象となる取締役が株主である場合、議決権を行使することができます。取締役会での決議とは異なることに注意を要します)

■「過半数」の意味内容の確認

(※例えば、出席した株主が有する議決権が1000個である場合、過半数とは501個以上の場合を指し、500個では過半数に達したことにはなりません)

■株主総会議事録の作成

【手続き⑤】解任登記など

株主総会で取締役の解任が決議された場合、必要書類をそろえて、会社の本店所在地を管轄する法務局に解任登記の申請を行います。

解任決議より2週間以内に登記申請を行わなかった場合、過料の制裁など不利益処分を受けるので注意を要します。

■解任された取締役への通知

法律上の通知義務はありません。

ただし、解任された取締役が株主ではない場合、株主であっても株主総会に出席していなかった場合、解任されたか否か対象者が認識できていないこともありますので、念のため通知したほうが無難です。

■新事業進出補助金とものづくり補助金が統合へ

中小企業向けの大型設備投資補助金として活用されてきた「新事業進出補助金」と「ものづくり補助金」について、令和 8 年度から両制度を統合した新たな補助金制度「新事業進出・ものづくり補助事業」が創設される見込みです。

中小企業基盤整備機構が公表した事務局公募資料によると、令和 8 年度末までに 3 回程度の公募が予定されており、採択件数は約 6,000 件とされています。



【統合によって何が変わるのか？】

現時点で公表されている資料を見る限り、従来制度を大きく変更するというよりも、複数の補助金を一つの制度に整理・統合する側面が強いと考えられます。

これまで、

- 新市場・高付加価値事業への進出を支援する「新事業進出補助金」
- 革新的な製品・サービス開発や設備投資を支援する「ものづくり補助金」

が別制度として運用されていましたが、統合後は事業内容に応じて複数の申請類型（枠）が設けられる可能性が高いです。

そのため、従来の新事業進出補助金に近い事業については、引き続き建物費を含めた大規模投資が対象となる可能性が高く、一方で、従来のものでづくり補助金に近い類型では、機械装置やシステム投資を中心とした支援が継続されるものと予想されます。

なお、現時点で公表されている資料からは、制度統合によって補助金の活用機会が大きく縮小されるような内容は確認されていません。むしろ、これまでの「新事業進出補助金」と「ものづくり補助金」の趣旨を引き継ぎながら、一つの制度の中で複数の申請類型を設ける形で運用される可能性が高いと考えられます。

また、近年の補助金制度では賃上げが重要な要件となっており、新制度においても同様の方向性が継続されることが予想されます。特に、一人当たり給与支給総額の年平均成長率 3.5%以上といった現行制度の考え方が引き継がれる可能性もあるため、設備投資だけでなく賃上げを見据えた事業計画の検討が重要となります。

そのため、設備投資や新規事業への進出を検討している事業者にとっては、引き続き活用が期待される重要な補助金制度となりそうです。

現時点では制度の詳細は未公表ですが、今後、公募要領などの情報が公開されましたら、改めてご案内いたします。